

公益社団法人鹿児島県歯科衛生士会 会費規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人鹿児島県歯科衛生士会（以下「本会」という）定款第7条及び会員規程に基づく会費等に関し、必要な事項を定める。

(正会員会費等)

第2条 正会員の年会費は、6,000円とする。

2 正会員は、入会時に会費を支払い、以後毎年、会費を支払わなければならない。会費の納入は原則として、前年度末までに支払う前納制とする。

3 前項の規定にかかわらず、新入会員の会費は、随時入会手続きとともに納入するものとする。

(学生部会員会費等)

第3条 学生部会員の年会費は、500円とする。

(会費等の使途)

第4条 この規程に定める正会員及び学生部会員の会費等については、その50%以上を公益目的事業のために、残余はその他の事業及び管理費用に充当するものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の議を経て、総会の決議により行う。

附則

1. この規程は、平成25年4月21日から施行する。